

令和6年黒石市教育委員会第7回定例会会議録

日時及び場所 令和6年7月26日（金）午後1時30分 黒石市教育委員会 会議室

会議出席委員 教育長 山内孝行
委員 1番 村上照幸
委員 2番 後藤耕谷
委員 3番 宇野元雄
委員 4番 永川信子

会議欠席者 なし

説明のために出席した者の職氏名

教 育 部 長	樋 口 秀 仁
指 導 課 長	高 木 威
学 校 教 育 課 長	西 塚 啓
社 会 教 育 課 長	村 元 裕
文 化 ス ポ ー ツ 課 長	池 田 守 臣
学 校 教 育 課 長 補 佐	大 平 清 紀
学 校 教 育 課 長 補 佐	須 藤 亜 貴 子（書記）

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第53号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第6 議案第54号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第7 議案第55号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第8 議案第56号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第9 議案第57号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第10 議案第58号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第11 議案第59号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第12 議案第60号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第13 議案第61号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第14 議案第62号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第15 議案第63号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第16 議案第64号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第17 議案第65号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第18 議案第66号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第19 議案第67号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第20 議案第68号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第21 議案第69号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について

- 第22 議案第70号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第23 議案第71号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第24 議案第72号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第25 議案第73号 令和7年度使用小・中学校用教科用図書採択について

会議の顛末

開会宣告（午後1時30分）

第1 会議録の承認

令和6年黒石市教育委員会第6回定例会の会議録については、委員全員異議なく原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、令和6年7月26日の1日とすることで、委員全員異議なく決定する。

第3 会議録署名委員の指名

教育長が「2番後藤耕谷委員」を指名する。

第4 議事前報告

なし

日程第25は意思形成過程情報であるため、秘密会にしたい旨教育長から発議があり、委員全員意義なくこれを了承する。

第5～14 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について

黒石市文化財保護審議会委員の任期が満了したことに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき同一議題を一括説明し、審議に入る。

議案第53号 北原 啓司氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第54号 工藤 秀雄氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第55号 寺山 正幸氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第56号 小野 知行氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第57号 津軽 承公氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第58号 九戸 眞樹氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第59号 笥 正明氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第60号 阿保 康夫氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第61号 鳴海 淳造氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第62号 中田 憲人氏について、全員異議なく原案を可決する。

第15～24 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について

黒石市歴史的景観保存審議会委員の任期が満了したことに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき同一議題を一括説明し、審議に入る。

議案第63号 北原 啓司氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第64号 工藤 秀雄氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第65号 寺山 正幸氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第66号 小野 知行氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第67号 津軽 承公氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第68号 九戸 眞樹氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第69号 笥 正明氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第70号 阿保 康夫氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第71号 鳴海 淳造氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第72号 中田 憲人氏について、全員異議なく原案を可決する。

宇野委員 文化財保護審議会及び歴史的景観保存審議会の委員が全く同じ方ですが、両審議会
は一緒に開催されるのですか。また、どのような時に審議会が開催されるのかお聞き

します。

教育部長 審議会は同日に開催します。文化財保護審議会と歴史的景観保存審議会の違いについてご説明いたします。

文化財保護審議会は、黒石市の市有文化財のことについて何かあった時に審議会を開催し、委員の皆様にご説明いたします。

歴史的景観保存審議会は、年に数回開催されます。中町の伝建地区で所有者から修理希望が出た場合は、国や市の補助を使って修理することになり、所有者の持ち出し額は10分の1程度になります。市、県、国にも予算がございますので、優先順位を決める必要性が生じた場合、歴史的景観保存審議会の委員に審議していただいております。

教育長 補足しますと、今回は10名の委員で構成されていますが、過去には人数が不足し少人数で開催されたり、開催を中止していた期間もあったため、見直しを図り、より条例に合わせた提案となりました。

公開審議を終了し秘密会に移る。

公開終了（午後1時47分）

